

○みなかみ町公共物使用等に関する条例

平成17年10月1日

条例第191号

改正 平成20年4月1日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、公共物の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公共物」とは、次に掲げるもので町の管理に属するものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川
- (3) 水路、みぞ、池、ため池その他一般公共の用に供されている土地及び水並びにこれらに附属して一体をなしている施設

2 この条例において「生産物」とは、公共物から生ずる土、石、砂れき、竹木その他のものをいう。

(禁止行為)

第3条 何人も公共物について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土、石、竹木、廃棄物、その他汚物を投棄すること。
- (2) 工作物を損傷すること。
- (3) 工作物に畜類をつなぎ、又は放し飼いすること。
- (4) 前3号のほか公共物の維持上支障を及ぼすおそれがある行為

(許可)

第4条 公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 公共物の敷地又はその上下において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (2) 公共物の敷地、流水又は水面を占用すること。
- (3) 流水を利用するためにこれを停滞し、又は引用すること。
- (4) 生産物を採取すること。
- (5) 工場又は事業場等の排水を公共物に流入させること。
- (6) 公共物の機能を向上させるための改良工事を行うこと。

(国等の特例)

第5条 国その他地方公共団体等（以下「公共団体」という。）が前条各号に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ町長に協議しなければならない。

(許可の期間)

第6条 第4条の許可の期間は、生産物の採取を除き、5年以内とし、町長が定める。た

だし、長期にわたり工作物を設置することが必要と認められる場合にあっては、30年以内とすることができる。

2 生産物採取の許可期間は、1年以内とし、町長が定める。ただし、天災その他の不可抗力により、当該期間内に採取することができないときは、町長に対し、期間の延長を申請することができる。

(権利義務の移転)

第7条 何人も第4条の許可を受けたことによって生ずる権利及び義務を町長の許可を受けず他人に移転し、又は担保に供し、若しくは他人をして行使させることはできない。

2 相続による承継者は、町長の許可を受けず前項の権利及び義務を承継することはできない。

(検査を受ける義務)

第8条 第4条の規定により、工作物設置の許可を受けた者は、工作物が竣工したときは町長に届け出て、検査を受けなければならない。

(許可事項の変更)

第9条 許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第10条 町長は、許可を受けた者又は当該公共物が、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に施設した工作物を改築させ、除却させ、若しくは原形回復を命じ、又は許可した事項によって生ずる危害を予防するために必要な設備を命ずることができる。

(1) 許可を受けた者がこの条例又は許可条件に違反したとき。

(2) 不正の手段により許可を受けたと認められるとき。

(3) 工事又は工作物が公共物の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(費用負担の義務)

第11条 この条例の規定に基づき町長が命じた処分に要する費用は、命を受けた者の負担とする。ただし、前条第4号及び第5号の場合にあってはこの限りでない。

(許可の失効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、許可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた者が死亡し、相続人がないとき又は許可を受けた法人が解散したとき。

(2) 許可を受けた目的を達することが事実上できなくなったとき又は許可を受けた行為を廃止したとき。

(3) 公共物の公用を廃止したとき。

(4) 第10条の規定により、町長が許可を取り消したとき。

(原形回復の義務)

第13条 許可を受けた者は、許可の期間が満了し、又は途中でその行為を廃止し、若しくは許可取消しの処分を受けたときは、原形に回復し、又は生産物採取の跡地を整理して町長の検査を受けなければならない。ただし、原形回復の必要を認めないものについてはこの限りでない。

(使用料)

第14条 第4条の規定に基づく町長の許可を受けた者は、別表に定めるところにより使用料(占用料及び採取料を含む。以下同じ。)を納めなければならない。

(使用料算定等の特例)

第15条 前条の使用料を算定する場合において、期間又は面積に端数を生じたときは、1箇月未満は1箇月とし、1年未満は月割計算とし、1平方メートル未満は1平方メートルとする。

2 前項の規定により算定した使用料の額が200円未満のときは200円とする。

3 生産物のうち庭石の容積は、最大の長さ、幅及び高さをもって算出したものとする。

(使用料の減免)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 公共団体が緑地、公園その他公共の用に供するとき。

(2) その他減免を必要とする理由があると認められるとき。

(使用料の還付)

第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、許可を受けた者の申請により、既に納入した使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災その他の不可抗力によって許可を受けた目的を達することができなくなったとき。

(2) 第10条第4号又は第5号の規定により、許可の効力が失われたとき。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

(1) 第3条の規定に違反した行為をした者

(2) 第4条の規定による町長の許可を受けず当該行為をした者

(3) 第10条の規定による処分に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の公共物使用等に関する条例(昭和55年月

夜野町条例第15号)、公共物使用等に関する条例(昭和55年水上町条例第11号)又は新治村公共物使用等に関する条例(昭和55年新治村条例第11号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成20年4月1日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

(平20条例14・一部改正)

公共物使用料(1箇年)

種別	単位	単価	
農地	1 m ²	6円	
宅地	1 m ²	130円	
植林採草地	1 m ²	6円	
第1種電柱	1本	530円	
第2種電柱	1本	820円	
第3種電柱	1本	1,100円	
第1種電話柱	1本	480円	
第2種電話柱	1本	760円	
第3種電話柱	1本	1,000円	
その他の柱類	1本	48円	
鉄塔	1基	1,000円	
諸管埋設	外径が0.07m未満	1 m	20円
	外径が0.07m以上0.10m未満		29円
	外径が0.10m以上0.15m未満		43円
	外径が0.15m以上0.20m未満		57円
	外径が0.20m以上0.30m未満		86円
	外径が0.30m以上0.40m未満		110円
	外径が0.40m以上0.70m未満		200円
	外径が0.70m以上1.00m未満		290円
	外径が1.00m以上		570円
水車堰	1 m ²	120円	
鉄道軌条	1 m ²	120円	
けい船場	1 m ²	130円	

温泉ゆう出口	1 施設	20,000円
工作物（漁業）	1 m ²	130円
その他の工作物	1 m ²	120円
原形占有（漁業を除く。）	1 m ²	6 円
ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む。）	1 m ²	55円
その他	その都度町長が定める額	

生産物採取料

品名	単位	単価
土砂	1 m ³	180円
砂利	1 m ³	220円
栗石	1 m ³	240円
切込砂利	1 m ³	220円
切石	30cm ³	80円
玉石（20cm以上45cm未満）	1 個	50円
玉石（45cm以上）	1 個	120円
庭石（赤石、焼石、三波石等）	30cm ³	310円
芝	1 m ²	30円
竹木	その都度町長が定める額	
その他	その都度町長が定める額	